

平成27年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針について

平成27年4月1日

国立大学法人 京都工芸繊維大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成27年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の調達の目標

平成27年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成27年2月3日閣議決定、以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

◎ 以下に掲げる物品等の調達を実施する場合の調達目標は100%とする。

種 類	品 目	備 考
紙 類	情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙）、印刷用紙（カラー用紙を除く）、印刷用紙（カラー用紙）、衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	
文 具 類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド	
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード	
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	リース・レンタル契約を含む

種 類	品 目	備 考
電 子 計 算 機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	リース・レンタル契 約を含む
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池又は小型充電式電池	リース・レンタル契 約を含む
移 動 電 話 等	携帯電話、PHS、スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	
エアコンディ ション等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	
照 明	蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ(直管型:大きさの区分 40形蛍光ランプ)、 電球形形状のランプ	
自動車等	自動車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	
消 火 器	消火器	
制服・作 業服	制服、作業服、帽子	
インテリア ・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、 毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス	

種 類	品 目	備 考
作業手袋	作業手袋	
その他の繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	リース・レンタル契約を含む
設 備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム	
防災備蓄用品	ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池	
役 務	省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更正、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営	

◎ 公共工事の構成要素である資材・建設機械等の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成27年度においては、以下の資材・建設機械等を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。
 なお、調達目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

種 類	品 目	備 考
資 材	建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材、地盤改良用製鋼スラグ、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、中温化アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、再生骨材等、間伐材、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント、透水性コンクリート、鉄鋼スラグブロック、フライアッシュを用いた吹付けコンクリート、下塗用塗料（重防食）、低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料、高日射反射率塗料、高日射反射率防水、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）、バークたい肥、下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）、環境配慮型道路照明、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、陶磁器質タイル、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、ビニル系床材、断熱材、照明制御システム、変圧器、吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機、送風機、ポンプ、排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管、自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器、再生材料を使用した型枠、合板型枠	

建設機械	排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械	
工 法	低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化	

II. 特定調達物品等以外に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は、全ての部局等を対象とする。
2. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 事業者の選定に当たっては、ISO14001及びISO9001若しくは環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、財務課調達検収室及び施設マネジメント課とする。